

全国自治体初の公文書監理官を設置した相模原市

—適正な公文書管理に欠かせない専門職

JIIMA 広報委員会委員 認証アーキビスト なが い つとむ 長井 勉



(相模原市提供)

はじめに

JIIMA発行の機関誌『IM』の取材で2年前に相模原市公文書館を訪れ、公文書管理条例化と公文書館設置の経緯などを伺った。2014年の同館設置は神奈川県内では藤沢市(1974年)、川崎市(1984年)、寒川町(2006年)に次いで4番目である。相模原市^{※1}の場合、2009年の公文書管理法の制定を受けて、適正な管理の実現のために2014年4月に公文書管理条例(以下「条例」という)が施行され、この年の10月に旧城山町議場を利用した公文書館が開館した。

さかのほれば2011年の新・相模原市総合計画前期実施計画のなかに「公文書を市民共有の知的資源として保存・利用を図るため、公文書の管理体制、そのための条例の整備などと公文書館機能の構築に向けた検討を進める」ことが織り込まれ、同計画は中期実施計画とあわせて5年以内の実現目標を立てた。

実は同市はファイリングに先駆的な活動を行ってきた。1963年からファイリングシステムと公文書科目表を導入し、早くから現用文書の管理と情報の共有に前向きな取り組みを開始した。それは今でも文書管理の基本ベースにもなっていると思われる。検討を重ねた結果、たどり着いたのが公文書管理条例化と公文書館の設置である。

つまり計画からわずか3年で公文書館が開館できたのは、長年の取り組みの実績があったからだ。そして2021年度から全国自治体初の公文書監理官を設置することになり、同市は公文書管理についてフルスペックが装備された先進的な相模原市だと筆者は評価した。今回本稿では、ある不祥事を契機に職員のコンプライアンス遵守のために、内閣府公文書監察室を参考にした他、公文書作成に関する方針を決定し、全課調査から職員研修まで短い期間に実施した同市の取り組みを追ってみたい。

内閣府公文書監査室の発足

まずは内閣府の公文書監査室について記してみよう。

2018年7月20日「行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議」に基づいて同年9月、内閣府に公文書監察室を設置した。それがこの図1で独立公文書監理監(「政府CRO」と通称)の下に、同機能を担当する審議官を配置すると共に「公文書監察室(仮称)」を置いた。

当時の安倍首相は同閣僚会議でこう述べている。「本日、一連の公文書をめぐるとの問題に対する再発防止のための取り組みを決

※1 1954年制定2020年政令指定都市 人口約72万人 職員約4,700人
政令指定都市 | 相模原市 (city.sagamihara.kanagawa.jp)

所掌事務
 公文書管理法第9条第3項・第4項による行政機関に対する報告・資料の徴収、
 実地調査に関する事務
 これらの措置の結果に基づいて行う同法
 第31条による勧告に関する事務

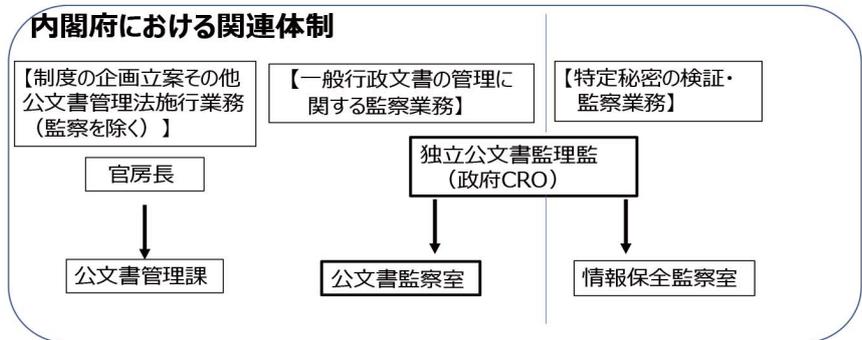


図1 内閣府公文書監察室について (cao.go.jp) から

定しました。公文書は国民と行政をつなぐ最も基礎となるインフラです。政府職員一人ひとりがこのことを肝に銘じ、コンプライアンス意識を高めることが何より重要です。新人から幹部に至るまで、対面の研修などによって徹底的に意識を植え付け、人事評価にも反映させることで、公務員の文化として根付かせるようにしてまいります。政府全体として実効性のある公文書の管理を実現するため、内閣府に政府CRO（チーフ・レコード・オフィサー）を、各府省には公文書監理官（各府省CRO）を設置し、公文書管理に関する責任体制の明確化、監査機能、ガバナンスの大幅な強化を図ります。（中略）一度失われた信頼を取り戻すことは至難ではありますが、私たちはそれを成し遂げなければなりません。危機感を持って、再発防止に全力を尽くす。各閣僚の皆様におかれましては、自ら先頭に立って、今回取りまとめた事項を一つ一つ確実に実行に移し、適正な公文書管理の徹底を期していただきたいと思っております^{※2}」

危機感が溢れ、二度と不祥事は起こさないという決意の滲む“見事な”所信表明だった。にもかかわらず、メディアを賑わし2019年5月に発覚した「桜を見る会」の出席者名簿の廃棄は、所信表明から1年後の出来事である。「舌の根の乾かない・・・」とはこのことかもしれない。共産党の宮本徹議員は2019年5月9日、招待者の推移・費用内訳などを示す資料を要求した。だが同日に内閣府が要求を受け取った約1時間後に、招待者名簿をシュレッダーで破棄したという。誰が指示したのか、偶然なのか、あまりにも一致しすぎている^{※3}。

そこで当時の菅官房長官は内閣府の幹部が招待者名簿などを「すでに破棄した」と答弁した。「電子データとして残っているのではないか」という指摘に「削除したデータについては復元をすることはできないと聞いている」と語ったが技術的には可能だろう。さらに保存目録には保存年限を後付けで1年未満としたとい

う不適切な情報を知ると、1年前のあの決意は何だったのか。

振り返れば森友学園の「決裁文書改ざん問題」や「防衛省の日報廃棄問題」など公文書を取り巻く問題が多発した安倍政権だった。この一件で政治の信頼回復は取り戻すどころか逆に遠のいてしまった。特に記録を残す姿勢は、公文書の管理充実の声とは逆に後退しているようだった。

気になる文書改ざん事件の顛末であるが、結局この事件を「訴訟裁判」で終わらせる「認諾」措置をとり、高額賠償を申し出た^{※4}。国の責任を認めた判断なら詳らかに事実を明らかにしなければならない。「ご遺族の気持ちを考えると痛恨の極みだ」と語った岸田文雄首相には、政治の信頼を回復させる努力がさらに求められそうだ。思い出すのは「佐川は極めて有能な行政官だった」と部下をほめた当時の財務大臣のコメントである。残念なことは、身内をかばうばかりか任命も説明も責任をとる姿勢すら感じられなかったことだ。

さて話を戻すと、上述の閣僚会議を経た具体的な取組みとして、

1. 公文書に関するコンプライアンス意識改革を促す取組みの推進
2. 行政文書をより体系的・効率的に管理するための電子的な行政文書管理の充実
3. 決裁文書の管理の在り方見直し、電子決裁システムへの移行の加速

以上の3項目である。

※2 平成30年7月20日 行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議 | 平成30年 | 総理の一日 | ニュース | 首相官邸ホームページ (kantei.go.jp)

※3 桜を見る会名簿 請求日に廃棄で公明苦言「そろいすぎ」 - 産経ニュース (sankei.com) 2019/11/26

※4 【主張】森友訴訟終結 国民への説明責任生じる - 産経ニュース (sankei.com)

特にコンプライアンス意識改革では、職員一人ひとりに働きかけ、文書管理の状況や改ざんなどの事案があれば人事評価に反映させ、実効性ある公文書のチェックの取組みとして政府CROの指揮の下各府省に専門職の派遣を挙げている。つまり公文書の作成、保存は公務員の本質的な業務であることから公文書管理の実務を再認識させるには職員研修の充実が求められることになった。同時に各府省ではガイドラインに沿った新たなルールの遵守を徹底した^{※5}。

例えば、外務省では2019年4月1日、「公文書監理官」を新設するとともに、「公文書監理官」を適切に補佐するため「外交記録・情報公開室」を「公文書監理室」に改組したこと、また「公文書監理官」は、外務省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理することを発表した^{※6}。

要するに2011年公文書管理法施行後、当初から計画されていた5年経過の見直しでは、主に文書改ざんと廃棄に注目して保存年限1年未満文書の定義を明確にさせ、職員の研修強化に努めた。その次の施策が職員のコンプライアンス意識改革を促す取組みとして政府CROと専門職の派遣であり、さらに研修を充実させるなど公文書管理の改善を求める取組みに限りはない。

相模原市土地区画整理事業に伴う疑惑と 審議会からの提案

「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業」(以下事業という)は1999年3月に策定した相模原市21世紀総合計画において、豊かな自然環境や大学・研究機関など優れた周辺環境を生かし、産業・文化・生活等が融合した新しい拠点づくりをめざすものである。当初計画では127億円の事業規模だった^{※7}。

同市のHPなどによると、同地区は相模原愛川インターチェンジから約3キロメートル、周辺は住宅地、工業団地、みどり豊かな公園等に囲まれた約148ヘクタールの地区である。2013年3月の圏央道相模原愛川インターチェンジの開通により、交通便利性の向上が期待されることから、地域特性を生かした産業・みどり・文化・生活などが融合した「新たな都市づくりの拠点」や、市内外の産業需要を支える「新たな産業創出の拠点」の形成を図るものと紹介されている。

2017年1月から着工した事業だったが、地中から大量の廃棄物が見つかり、また土地評価の不正操作など職員の不適切な事



麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の区域



地中からの大量の廃棄物(いずれも相模原市から)

務執行や委託事業者の不透明な選定過程といった問題や疑惑が市内部と第三者委員会の調査で次々と明らかになった。そしてこの事業を担当した職員の不祥事が発覚した。当時、市内部でどういう意思決定がなされ、なぜ不適切な形で事業が進められてきたのか^{※8}。

2020年3月に第三者委員会が作成した調査報告書では、事業の実施において、意思決定に係る文書が作成されていないなど、適正な公文書管理に向けた改善が必要であると示された。これを受け、同市では同年7月に相模原市組織運営の改善に向けた取組方針を策定し、公文書の作成に関する指針の改正、公文書監理官等による調査及び助言の実施などを盛り込んだ適正な公文書の作成・管理への取組みを策定した。

※5 内閣府公文書監理室の発足と活動状況 | 国立公文書館 (archives.go.jp) 国立公文書館「アーカイブズ」73号

※6 「公文書監理官」及び「公文書監理室」の設置 | 外務省 (mofa.go.jp)

※7 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の再開について (相模原市長コメント及び発表資料) | 相模原市 (city.sagamihara.kanagawa.jp)

※8 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の取組状況及び検証の経過について (city.sagamihara.kanagawa.jp)

取組みを進めるにあたり2021年2月、相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問を行い、同年3月には内容は適当であるとの答申が出され、その中で3つの付言があった。

1. 公文書監理官の独立性の確保に努めること
2. 職員による自己点検の実施にあたっては職員の負担にならないように実施方法を検討すること
3. 一定の期間実施後には検証を行い、必要に応じて制度の見直しを図ること

つまり同審議会からの提案は、検証できない公文書の不存在に対して職員が取り組むべき公文書管理の再教育と公文書監理官の設置だった。これら一連の施策には、本村賢太郎市長の「市民の信頼を損なう重大な事案が散見され、重く受け止めている。事業の正常化に全力で取り組む^{※9}」というメッセージも後押ししたようだ。

早速、同月中には「公文書の作成に関する指針」を改正した。特に意思決定に至る過程や事業の実績を合理的に跡付け、または検証可能にするための文書として具体的な書式例示を含めて5点を列挙した。それらを以下に記すと、会議録、市長等への説明資料及び指示内容の記録、相談・交渉・要望対応等の記録、事務及び事業の実績についての記録、国・県等の外部機関等との会議で取得した文書である。また文書作成しても支障のない「事案が軽微なもの」も具体的に示した。まさにこれらは当該事業の進捗に沿って発生する文書・記録を想定したものだだった。

公文書監理官による点検と研修

2021年5月には当該年度の公文書監理計画が作成された。直ちに総務課職員OBを自治体初の公文書監理官に任命し、情報公開・文書課職員と行動を開始した。まずは公文書の管理状況に関する自己点検を、全課職員を対象に実施した。その方法は職員ポータルアンケート機能を使って保管状況、引き継ぎ文書の確認、会議録の作成など17項目について点検した。続いて104の所属に文書引き継ぎ時の実地調査をした。主なチェック項目は自席の机上や足元に文書を置いていないか、書庫などが整理されているか、不要な文書はないか、歴史的公文書は他の文書と別に保管しているかなど10項目を設定した。結局、公文書監理官は改善または不適切の評価を受けた所属に329の助言をした。概ね適切と判断した所属はわずか6所属

だった。

公文書監理官の所見によれば、所属長がキャビネット内の文書管理状況や公文書の科目分類や保存期間を把握していない、保存期間を超えた文書が約90%の所属にあったなど不適切な事案が見受けられた。公文書監理官は「適正な公文書管理の取組みは市民共有の知的資源を守るだけでなく、事務処理ミスの防止や働きやすい環境の整備など幅広い効果があるので今後も継続していく必要がある」と結んでいる。

その後、同年10月には公文書監理官を講師として、公文書事務統括者である所属長研修を実施し、公文書管理の基本や所属長の役割と期待を学んだ。要は所属長の公文書管理の日々の点検を徹底させ、公文書の拙い取り扱いには担当者任せにせず所属長が関与することも大事であるとした。そして2022年度は職員の自己点検、事務室内の公文書の保管状況調査を実施している。その他公文書管理に関する意識を高めるために、各階層の職員を対象に研修を実施した。これまでに各課の実情に合わせてオンライン研修、出前研修も実施されたという。

調査はこれだけではない。局や執行機関等を指定して行う統合文書管理システムにおけるデジタル文書の作成・保存状況の定期調査も実施し、2024年度までの対象予定先を決めている。また当然ながら自己点検や実地調査で不適切な取り扱いや誤廃棄などが発覚すれば随時調査を実施することになっている。

2021年12月、同市定例会議で市議会議員からこれらの点検結果などの成果について質問された。総務局長は「公文書監理官の助言に基づき、各所属で積極的に改善に取り組んだ結果、公文書科目表に基づく適切な文書の作成や保存をはじめ、保存期間を過ぎた文書の廃棄や事務室内の整理整頓が進み、公文書に対する職員の意識改革を図るなど、本市の適切な公文書管理に効果的な役割を果たしている」と答えており、初年度に一定の成果は得られたと言える。

今後は職員の専門性の確保や育成を含めてデジタルアーカイブの対応などに取り組むという。二度と不祥事を起こさせないためにも職員研修の繰り返しは欠かせない。筆者も「正しい行政を支える規律ある公文書管理」というテーマで研修用YouTubeにおいてレクチャーさせていただいた。以下がその項目である。

※9 土地区画整理 不適切な宅地評価も 相模原市が中間報告：東京新聞 TOKYO Web (tokyo-np.co.jp)

正しい行政を支える規律ある公文書管理

1. 敗戦直後、日本の公文書は？……検証できない日本
2. 情報公開と公文書管理……車の両輪
3. 公文書管理法の制定
4. 国民の政治への信頼を失った公文書のずさんな管理
5. 地方自治体における不適切な公文書の管理
6. 相模原市における公文書管理の取り組み
7. 公文書館を利用しよう！
8. 庁内点検結果などから見えてきた今後の課題

終わりに……公文書管理に不可欠な専門職

実は同市は公文書管理条例の制定のメリットの一つに「紛争への対応」を挙げている。関東弁護士連合会が2017年12月に訪問した際に対応した職員から「2014年4月公文書管理条例を施行した際に併せて公文書作成のガイドラインを作成し、その中で作成すべき文書を明確し、特に判断過程、交渉過程をはっきり残すように職員の意識が改革された。文書を作成しておくことは、争いに巻き込まれた場合に行政自身の身を守るためにも必要な場合がある^{*10}」と語っている。

疑惑の事案はこの条例施行後に発生し、前述の「職員の意識改革」がなされたとは言い難く、争いに巻き込まれてしまった。短期間で同市公文書館の設置から条例化、そして文書作成のガイドラインの制定、職員の公文書管理研修への取り組みなどに努力してきたが実務運用のチェックが甘かったのか。別の見方をすれば、条例化が歴史的公文書の保存と公開に重きを置き、「適正な行政事務の徹底」という条例化の基本的な意義を見失っていたかもしれない。

文書主義による公務員の責務は市民への信頼につながるという基本を公文書管理から学ぶことは多い。今回の事業の不祥事に端を発した公文書管理の強化策は、政府の公文書管理の取り組みを参考にして改善を進めた。そして担当課職員と任用された監理官がタッグを組み、各所属と話し合いながらひたむきに指導・助言を進めてきた。公文書管理の改善に終わりはなく、繰り返しの職員研修は欠かせない。

また、このように自治体に職員OBを起用した専門職の配置がなければ、監理官制度ができないことも明らかだ。自治体版の公文書監理官制度が「相模原市モデル」として普及することを期待している。そして本村賢太郎市長の力強いリーダーシップ

の下、一層規律ある職員の行政活動が未来に向けた新たな自治体運営を構築し、将来にわたり市民が笑顔で暮らせるまちづくりにつながることを念じている。

専門職と言えば、認証アーキビスト制度が生まれて今年で3年目を迎える。現用・非現用文書を対象に保存すべき公文書の評価・選別の他、文書作成の段階から関われるアーキビストの活躍できる場が自治体に存在する。今後は職員をアーキビストとして育成することも必要になるだろう。

余談であるが、筆者が訪問したある自治体で条例の導入について質問をすると「職員が作成した文書規程でこれまで対応して問題はない」の一言で会話は前には進まない。言い方を換えれば「なぜ文書規程ではいけないのですか」となる。公文書管理の理念を改めて認識し、公文書が住民のものであるなら必然的に文書管理規則あるいは規程から条例化への検討もすべきだと説くが簡単には理解してくれない。情報公開は全国自治体でほとんど条例化されているのにもかかわらず。さらに文書管理システム導入時は公文書管理を見直す絶好の時期だと話しても、パソコンにアプリをインストールするだけのような反応には驚かされる。

公文書管理法が施行されてから10年、相模原市の今回の取り組みを考えると3、4年のローテーションの職員で点検やルールの見直しもせずに公文書管理を運営する時代は終わったと言えないだろうか。また同法に準拠した自治体の公文書管理は「努力義務」となっているが、10年以上経過しても見直しなどが手付かずの自治体も少なくない。

結局、疑惑の事案に対して相模原市は2022年10月、元所長に約4037万円の損害賠償を求めて横浜地裁相模原支部に提訴した^{*11}。元所長は2年間に土地評価を一部の地権者が有利になるよう不正に引き上げるなどの不正行為によって都市評価の見直しを余儀なくされ、それにかかる無駄な経費の相当額を請求された。検証すべき公文書が不在だけでなく、土地評価の不正にまで関わった元所長の代償はあまりにも大きかった。逆に疑惑の事業を中断し、立ち止まって熟考して得たものは規律ある職員づくりの再構築につながったことである。

*10 『未来への記録』2020年関東弁護士会連合会編 第一法規

*11 『読売新聞』2022年10月22日付

タイ国立公文書館を訪ねて

——民間企業からの支援でロイヤルコレクションをデジタル化



NATの玄関 筆者撮影



NATのシンボルマーク“ガネーシャ”



人気のピンクガネーシャ“マット・サマーン・ラッタナーラーム”

JIIMA 広報委員会 認証アーキビスト なが い つとむ 長井 勉

はじめに

長く続いたコロナ禍の出入国規制も解除された“微笑みの国”タイ。2023年2月、3年ぶりに首都バンコクを訪ねた。折角の機会なので今回は国立博物館と国立公文書館(National Archives of Thailand以下「NAT」と略す)を訪れることを思い立った。国立博物館についてはフェイスブックから現地の日本人ボランティアガイドが説明する2時間の館内ツアー(毎週水、木曜日に開催)を知り、早速申し込んだ。当日は朝9時30分に集合し、ここに所蔵されている先史時代からの文化遺産、6世紀後半から現チャクリー王朝までの宗教美術品などの他、仏陀の生涯を描いた壁画や美術品、王家の葬儀品などを鑑賞した。日本語の解説のお陰で充実したタイ歴史ツアーを体験できた。この博物館を訪れるならボランティアガイドの利用をお勧めしたい。

NATの訪問に際しては1月下旬にメールで来意を告げ、館内の見学をお願いしたところ、「バンコクではNATの知名度は低く、隣の国立図書館はよく知られているので、来館するならそれを目印に来て下さい」と複雑なバス利用よりもタクシー利用のアドバイスも含めて快諾を頂いた。NATは首都バンコクを流れるチャオプラヤー川沿いの観光地として名高い王宮やワット・ポー(涅槃寺)、ワット・アルン(暁の寺)などから約3km北上した東側のデュシット地区にあることがわかった。

この地区はタイの独立を守り、近代化に尽力した名君として尊敬されているラーマ5世(1853-1910)の時代に開発が進められたという。ラーマ5世は国王のなかでナレスワン大王(ムエタイを始めた王としても有名)、ラームカムヘーン大王(この王の時代にタイ文字が作られた)と共に三大王の一人である。1900年にウイマーンメーク宮殿やチットラダー宮殿が建てられ、現在もタイ王室の住まいとなっている他、国会議事堂や首相官邸などの政府機関もあり、政治の中心地となっている。だが繁華街から離れているので観光客には馴染みの薄い地域かもしれない。

NATの西側を流れるチャオプラヤー川は移動手段としてのボートの往来も多く、生活に密着した川である。だが2011年に起こった大洪水ではサプライチェーンが分断されたこともあった。調べてみると、このチャオプラヤー川の流域面積が日本の利根川の約10倍と言われるが約100km上流にあるアユタヤからバンコクへの標高差が2メートルしかない。そのため大雨が続くと流れが悪く、洪水につながるという。世界各地で異常気象が続く昨今、国としての抜本的な対策は欠かせないがどうも改良工事の速度は上がっていないようだ。

今回の公文書管理シリーズはNATを訪れ、同館の紹介だけでなくユネスコ記憶遺産として登録されている文書や写真の話題を交えてレポートすることとした。

1. タイ国立公文書館

筆者を迎えてくれたのは同館に勤める二人のアーキビスト、マニーラットさん（修士課程歴史専攻）とプーティターさん（同芸術専攻）である。まずは会議室で館内の紹介映像を見せて頂いた後にお話を伺った。

NATの設立経緯を。

NATは1916年に国立図書館の一部として設立され、その後1952年には独立したアーカイブズとなりました。現在は教育省学芸局（The Fine Arts Department Ministry of Education）に属しています。NATの主な役割は歴史的な記録の収集と保存・公開です。そして調査研究のために誰でも活用できることもNATの大事な責務です。1983年発行された首相官邸の記録保存規則（Regulation of the office of the Prime Minister of Record Keeping）によると、NATは収集と情報公開だけでなく省庁に公文書管理をアドバイスする役割もあります。現在、経営管理、記録管理、アーカイブズ管理、近現代の記録管理、国家的な映像のアーカイブズ、10の国立アーカイブズ支部を担当する6つの部門でNATは構成されています。

日本に国立公文書館が設置された約20年前にNATは設立されました。国内各地のアーカイブズについて。

現在、国内には10か所のアーカイブズがNATの傘下にあります。各県所蔵の歴史公文書をここに移管して保存・公開するだけでなく、特定の国王や首相のコレクションなども保存・公開する仕組みになっています。また各地の公文書館は国王の就任記念、王妃の誕生記念などの節目の時に設置されています。たとえばチェンマイ・アーカイブズは国王妃の誕生60年歳記念で創設され



タイ国内の11か所の国立アーカイブズ*1



筆者とアーキビストのプーティターさん

ました。アーカイブズだけでなく国立図書館も同様にラーマ5世がラーマ4世（1804-1868）の生誕100年を記念して創設されました。

ロイヤルファミリーによるMLA（Museum, Library, Archives）づくりが全国的に促進されたと言えます。ところでNATに向かって歩いている時に建物に掲げられた象のマークに気が付きました。何かの象徴ですか。

これは学芸の神様でガネーシャという有名なヒンズー教の神です。太鼓腹の人間の身体に片方の牙の折れた象の頭を持つ神で商業の神や富の神として商人などから絶大な信仰を集めています。また学問の神とされ知恵と成功を象徴しています。NATは学芸局の組織下にありますのでシンボルマークは学芸・芸術（タイ語でシラパコーン）の神様ガネーシャです。国内唯一のアーカイブズ学のある国立シラパコーン大学（考古学では国内最高峰）のシンボルも同じです。

そう言えば、今人気の願い事が叶うスポットとなっている巨大なピンク象はこのガネーシャです。ところで日本には国立公文書館法がありますがNATでは。

2013年、当時のプーミポン国王（ラーマ9世1927-2016）は政府の助言と同意を得て国家的なアーカイブズに関する法律を改正することを宣言し、全5章からなる国立公文書館法（National Archives ACT）が施行されました。（詳細は後述する）

公文書館法で何か特徴的なことは。

基本的なことは各国共通かもしれませんが、NATにおけるアーカイブズ振興の基金制度や公文書の改ざん、違法な持ち出しなどの罰則制度が特徴的なものかもしれません。違反内容によって最高10万バーツ（約40万円）の罰金または5年以下の禁固刑が科されます。

*1 <https://www.nat.go.th/คลังความรู้/Video-English-Version>

アーキビスト制度について。

一般的にアーキビストになるには歴史、語学、文学、考古学などの大学院修士課程を修了し、人事委員会 (Civil Service Commission) 公務員の採用、人事管理などを司る組織で委員長は首相が務める) 主催の全省庁統一の試験と学芸局の試験に合格し、アーキビストとして必要なキャリアを積む必要があります。したがって公的なアーキビスト制度はありません。ちなみにタイでは各省庁の他、省庁の局も別の法人格をもっていますので採用も局単位で行います。

先ほど話された世界記憶遺産について。

今タイにはユネスコに登録された5つの世界記憶遺産があります。全てNATに所蔵されてはいません。1292年に作成された「ラームカムヘーン大王碑文」はタイ語で記された最古の碑文とされています。碑文は1833年に即位前のラーマ4世 (モンクット) によって発見、解読されました。ラームカムヘーン大王はクメール文字を元にしたタイ文字を考案したと考えられています。刻まれた碑石は現在、国立博物館に保存され公開されています。その他、近代化に尽力したラーマ5世 (1853-1910) の政治経済から教育などに改革政策を成し遂げた記録文書、またタイが平和であり続けることを願った外交政策の活動の記録などNATと国立図書館で保存され、2010年3月にユネスコ記憶遺産に登録されました。また義務教育制度を導入したラーマ6世 (1881-1925) の時代、サイアム協議会 (国の議会に相当) の英語で書かれた第1回からの議事録は国際的にも重要で歴史的なエビデンスで2013年6月に同遺産に登録されました。

タイの人々にとって国王とともに歩んだ歴史をNATで見られます。

この所蔵品は過去を知るためのアーカイブズとして活用することができます。私たちの身の回りにある資料は、今となってはどうでもいいものに見えるかもしれませんが、しかし、それらは後世の人々にとって重要なものになるかもしれません。つまり、将来の子孫がそれを活用できます。一度世界の記憶の一部となったドキュメントは、もはやタイ人のものだけでなく、外国人にとっても重要なアーカイブズです。タイ人としてこの事実を誇りに思うべきです。

インタビュー後、館内を案内して頂いた。閲覧室では所蔵資料の目録を拝見した時に、近くに座っていた学生に「小堀という日本人の名前を知っているか」と聞いてみた。有名な小説『メナ

ムの残照』(トムヤンティ著 原題は「運命の相手」)に登場する日本兵の「小堀」の名前はタイでは有名だと聞いたことがあったからだ。学生は「知っているがフィクションではないか」と答えた。50年以上前に映画化され大ヒットした小説なのによく知っていると驚いた。同館のアーキビストからは「小堀は聞いたことがない」と言われた。

2階に上がると写真収蔵庫と写真専用の閲覧スペースがある。「横浜」で検索したところ同市内にあったタイの寺院の図面の現物を見せてくれたが、そこに書かれた町名は聞いたこともなく真偽はわからなかった。3階の原本の復元室やデジタル化作業室、収蔵庫の見学は時間がなく入れなかった。なお館内では全て写真撮影が禁じられた。

頂いたパンフレットから詳しく紹介すると、約20年前の統計であるが、所蔵されている歴史的な記録は約184万点、その内公文書が約25万点、個人文書ファイルが約1万点、約19万点の現代の記録、約1万3千コマのマイクロフィルム、約135万点の映像記録、約1万5千点の出版物などが所蔵されているとあるが今ではその10~20%以上は増えているだろう。25年経過した歴史文書は原則公開され、研究者への資料提供にも大きな役割を果たしている。

ここで友人から入手したNATの規約である公文書館法 (National Archives Act 2013) によると、第1項「名称」から始まり、32項目で構成されている。第2項「官報の掲載」、以下「各種記録 (アーカイバル・レコード、パブリック・レコード、パーソナル・レコード他)」の定義・適用、担当大臣の権限、学芸局の責務、記録保存についての国家機関の責務、保存記録の保管と検索、NATへの移管について、個人記録について学芸局の役割、受け入れた記録などの目録作成について、NATの組織と権限・義務について、NATのサービス、保存記録の利用の規定と記録の適切な保存など詳細に規定されている。また歴史的記録の持ち出しや所蔵品の売買などの禁止や偽造などの規定もある。アーカイブズ振興基金は民間企業などからの寄付金で設置され、国立の施設とはいえ省庁、局単位の裁量で運営できることを表している。

余談だが、鎌倉時代、武家政権の法律である「御成敗式目」に一般人の文書の偽造に対して、顔に焼き印を入れる罰則が書かれていたことを思い出した。タイでは罰金刑や禁固刑が科されるが、日本には記録管理に厳しい法律が約800年前にあったとは。

2. 地域の国立公文書館

NATの他に国内10か所の国立公文書館があると前述したが、数字的には国内77県を有するので平均8県に一つの国立公文書館が配置されていることになる。なかでもバンコクから北へ約100Kmに位置するスパンブリー国立公文書館(Suphanburi National Archives 以下SNAと略す)をホームページから調べると以下のことが分かった。

1993年に教育省の地域国立アーカイブを設立するプロジェクトが決まり、重要な国家文書の収集、保管、保存、および政府機関や地元の人々に研究サービスを提供するためのセンターとなる国立公文書館が2003年に開館した。それはスパンブリー県が過去と現在の両方で歴史的意義を持ち、この地域の行政上重要な地域であると考えられたからである。そして11の県(ペッチャブーン、ナコーンサワン、ウタイターニー、チャイナート、ロップリー、シンブリー、カンチャナブリー、アーントーン、アユタヤ、サラブリー、ナコンナーヨック)の核となるアーカイブズである。2階建の施設はオフィス、サービスセクションなどを収容する他にドキュメントを良好な状態に維持するための基準に従って、適切な温度と湿度が制御された文書保管庫を備えている。

そしてSNAには以下4つの使命がある。

1. 行政機関などに公文書のリテンションや廃棄などに関するアドバイスをし、保存年限が到来した公文書が移管されると歴史的な価値を評価し、重要な文書をアーカイブ文書として選別し、リストを作成する。そしてアーカイブの原則に従って適切に保管すること
2. SNAは、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分開館し、研究者が調査を円滑にできるように対応すること
3. SNAでは政府機関の重要な文書の保管サービスをする



スパンブリー国立公文書館

<https://www.finearts.go.th/suphanburiarchives>

4. SNAの普及活動として、アーカイブ作業に関する知識を学生に広める活動や展示会、セミナー、館内ツアーなどのプロジェクトを予算に応じて進めることである。

2022年3月には政府文書の破棄と引き渡しに関するオンラインシンポジウムがZOOMで開催され、地域の公文書館としてSNAは指導的な、また監視的な役割を果たしている。他県からの歴史的な具体的な公文書移管については不明だが、司令塔な役割を持つSNAがサポートしているはずだ。

スパンブリー出身の有名人を紹介せねばならない。首相を務めたバンハーン・シラパアーチャー (Banharn Silpa-archa 1932-2016) である。彼は資産家でもあり、「歩くATM」と言われたという。地元で建設業から身を起こして財をなし、政界に登場して影響力を持つ政治家だった。そしてバンハーン財団が1992年にシリキット王妃の60歳の誕生を祝ってタイで最初のタワー「バンハーン・ジャムサイ・タワー」(123.25m)を建立し、今では観光名所になっている^{※2}。したがってSNAにはバンハーンの栄誉を称える歴史資料や収集した写真などが所蔵されている。SNAの建設に際してはバンハーンの支援があったはずだ。展示室の1階では総理大臣就任前までの青春時代の出来事、2階では内閣総理大臣就任の生涯などご当地の偉人を紹介した画像をSNAのHPから知ることができた。



バンハーン・ジャムサイ・タワー

3. ユネスコ記憶遺産のデジタル化

最後に今取り組んでいるプロジェクトを紹介したい。「ロイヤルコレクション」としての保有するガラス乾板ネガ(以下「ネガ」という)のデジタル化と写真出版である。説明資料によると、写真技術の導入は1845年にフランス人宣教師がガラス乾板技術を

※2 バンハーン・シラパアーチャー - Wikipedia

2018年ユネスコ記憶遺産登録を記念の展示会^{※3}

タイに持ち込んだ時から始まる。王室を中心に撮影され、ラーマ5世の弟であるダムロン王子 (1862-1943) はコレクションを保存・展示する写真ギャラリーが設置し、館長を務めたこともある。

ダムロン王子は「タイ歴史学の父」と言われ、700冊以上のタイ史の本を書き、教育改革や国立図書館や博物館の設立にも関わり、生誕100年を迎えた年にユネスコから最も際立った一人として称賛された。1855年から1935年までの期間に撮影されたネガの他にラーマ5世や6世の個人的なネガもあり、王立図書館で適切に保存されてきた。その期間に撮影されたネガが約3万5千枚とプリントが約5万枚にのぼるといふ。

これらは今に至るタイの社会的、文化的、政治的变化と外交活動及び世界との関係の特徴とする歴史的証拠であり、アジアの西洋植民地化の波に呑み込まれることなくタイのアイデンティ

ガラス乾板^{※4}“The Royal Photographic Glass Plate Negatives and Original Prints Collection” 世界記憶遺産の登録証^{※5}

ティーを守り通し、立憲君主制の夜明けにつながる物語が読み取れるだろう。

3か所に分散されていたネガの他に、鉄道省、王立調査局、王子たちのコレクションが1977年にNATに移管された。そしてネガの保存状況の調査と補修、分類やデータベース化をして2003年からネガのデジタル化を開始し、2016年タイ発電公社(EGT)から支援を受けてネガ1025点のデジタル化を終え、『ラタナコーシン王朝の千歴史画像集』(A Thousand Historical Images of Rattanakosin)を出版した。そして2017年10月にはこれらのコレクションがユネスコ記憶遺産に登録された。2018年9月にはそれを記念して民間企業から支援を受けて展示会が開催され、タイの象徴的なアイデンティティ、歴史のおよび王室の出来事、社会の変化と現代技術の導入、人々の生活、史跡の画像、タイの歴史における重要人物の肖像画を紹介した。

2020年にはシリワタナバクティー基金(華僑系の新興財閥が母体)とタイ・ビバレッジ(チャンピールで有名)の支援によって1093点のデジタル化と2冊目の写真集を発刊した。ネガは大きく都市と地方の地域別に分け、さらに王室、儀式、寺院、教会、川と運河、ストリート、鉄道、学校、病院などに分類されている。現在はデジタル化と3巻目の発刊に向けて取り組んでいるが、ネガについてはNATに来て見られるようになっている。現在、2万5千枚のネガがデジタル化され、約4千枚の写真がデータベースに搭載されている。

※3 バンコク国立美術館での珍しい歴史的なガラス板ネガ展
| พิพิธภัณฑ์ สัมภระจก ทอศัลย์ ถนนเจ้าฟ้า - ohhappybear

※4 1と同じ

※5 The Royal Photographic Glass Plate Negatives and Original Prints Collection | UNESCO

4. 終わりに

NATが国立図書館から独立したのが1952年。日本では三井文庫の敷地を購入して文部省令によって史料館が発足して間もない頃である。それは1949年5月、第5回衆議院の文部委員会において「史料館設置に関する請願」を野村謙太郎（社会経済史学会代表理事）他95名の有識者等などが衆議院議長幣原喜重郎あてに提出した結果によって実現した。請願書の冒頭、「日本の歴史資料は今正に空前の危機に臨んでいます」は名高いセリフだ。だが日本の国立公文書館が1971年に設立されるまでにはそこから20年の歳月が必要だった。

過去を振り返ると、意外なことにタイのように各地に国立公文書館が設置される動きもあった。それは1964年同会議から提起された「日本史史料センター構想」は「ブロックセンター案」と呼ばれるもので、国立大学を地域のアーカイブズの拠点とする考えである。ところが日本歴史協議会（以下、日歴協）などが市町村の歴史資料をセンターに移管することに反対し、歴史学会が大いに揺れたこともあった。

結局センター構想は現地主義派の意見に押され、都道府県、市町村に公文書館を設置の方向を固めることになった。そして

日歴協は「日本史資料保存基本法」を作成し、政府に対して全国的に文書館（仮称）の設置をお願いした^{*6}。ちなみに同基本法でアーキビスト養成について「専門職員の養成は、そのための特別の養成機関において行う」と書かれ、学識ある専門職員なくして充実した保存・活用の運営ができないことを当時から訴求していた。その後同会議から資料保存、公文書館、アーキビスト養成などについて勧告や提言が繰り返し発出され、アーカイブズの求める姿を知ることができる。だが提言だけでなく、特に地方自治体が公文書管理に一層の理解を示すためにも、公文書館法の改正や保存に関する基本方針を示す法的措置が必要ではないだろうか。

今回NATの取材から感じることは、全国10か所の国立アーカイブズは国王の理解だけでなく、公文書館法に示された基金制度や民間企業からの支援などアーカイブズ振興に学ぶべき点もあり、日本でも公文書館において創意工夫が欠かせないことだ。最後に筆者の訪問に快く対応して頂いたアーキビストのお二人に御礼を申し上げたい。

※6 「地方史研究」(1969年12月)(地方史研究協議会)

*NATの取材時に聞いたことをインタビュー形式に書き改めたことをご了承下さい。



改訂版

文書情報管理士2023夏試験の指定参考書

文書情報マネジメント概論

文書情報管理士検定試験受験者必読!!

(第3版)

- 文書情報マネジメントの実践に役立つ参考書
- 第9章プロジェクトマネジメントについて JIS Q21500:2018「プロジェクトマネジメントの手引」を規範とした解説を掲載
- 第9章以外の章も全体的に見直しを実施

公益社団法人
日本文書情報マネジメント協会 編
文書情報管理士検定試験委員会
2017年10月1日 初版発行
2022年10月7日 第3版発行
B5版 178ページ
ISBN 978-4-88961-016-1
定価3,300円(税込)

◆ お問合せ・お買い求め

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)

<https://www.jiima.or.jp/> 「JIIMAの活動」→ 出版物・販売物 より

